

説明書

委託業務名	佐賀県知事選挙臨時啓発事業実施業務
履行期間	契約締結日から令和9年1月20日（水）まで
履行場所	佐賀県総務部市町支援課が指定する場所
契約上限額	18,700 千円（消費税及び地方消費税を含む）
オリエンテーション	令和8年10月6日（火）15時から
仕様書等に対する質問書 提出期限	令和8年10月9日（金）17時まで ※回答は同10月15日（木）まで
参加資格確認申請書 提出期限	令和8年10月9日（金）17時まで ※回答は同10月16日（金）まで
提案書提出期限	令和8年10月20日（火）17時まで
プレゼンテーション	令和8年10月22日（木）14時から
最優秀提案者の決定	令和8年10月23日（金）

1 参加資格確認申請書について

- （１） 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 様式第2号 参加資格確認申請書 1部

イ 様式第3号 誓約書 1部

ウ 様式第6号 実績書 1部

※記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

エ 会社概要（パンフレットで可） 1部

- （２） 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

- （１） 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第4号に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。

なお、必要に応じて、全ての参加者に回答内容を周知する場合がある。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

ア 表紙（様式第5号）	正本1部	副本6部
イ 提案書（任意様式）	正本1部	副本6部
ウ 実施スケジュール	正本1部	副本6部
エ 業務体制表	正本1部	副本6部

<提案書の構成>

- ・ キャッチフレーズに関する提案
- ・ ポスターのデザインに関する提案
- ・ チラシのデザインに関する提案
- ・ テレビスポット案（絵コンテ等）
- ・ ラジオスポット案（シナリオ等）
- ・ 交通広告の掲出に関する提案（デザイン等）
- ・ SNSの広告バナー案
- ・ 新聞広告の掲載案
- ・ デジタルサイネージのデザインに関する提案
- ・ 県内コンビニにおける啓発に関する提案
- ・ その他投票率の向上に資する企画、情報発信手法、ツール（自由提案）
- ・ その他説明に必要な資料
- ・ 見積書（下で説明）

※ 上記の提案書を一組とし、2案まで提出可能とする（1案のみでの提出も可能）。

なお、2案を提案する場合は、それぞれの案をA案・B案と明示し、それぞれに対応した見積書を提出すること。

※ 原則A4版とし、絵コンテは彩色すること。

※ 見積金額は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかるよう記載すること。

※ 実施スケジュールでは、企画・制作から放送事業者等との調整までの業務計画も示すこと。

(2) 提案書はA4サイズで作成すること。（ホチキス留め、縦横の指定なし）

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提出は持参又は郵送による。その際、提案書以外は、いかなる書類や説明も受け付

けない。

- (6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料等は使用しないものとする。
- (2) 提案書等を投影するためのプロジェクター (PC との接続ケーブル含む)、スクリーン、レーザーポインターは県において準備するが、**操作用 P C については提案者が持参すること。**
- (3) 参加者側の出席者は 4 人以内 (うち 1 人は業務を中心的に担当する者が望ましい。) とし、ヒアリング時間は 1 者あたり 35 分程度 (説明 25 分、質疑 10 分程度) を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点 (全審査員の評価点の合計点数。以下同じ) の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、審査員の協議の上、審査会長が最優秀提案者を決定する。
- (4) 企画コンペ参加者が 1 者のみの場合でも、その者が最低基準点を満たしている場合には、その者を最優秀提案者とする。
- (5) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得た者のうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から 7 日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は 2 通作成し、各自その 1 通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本件企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 提出された提案書等は、委託先の選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (5) 提出された提案書等は、委託先選定の目的以外では使用しないものとする。
- (6) 県から提供する資料以外は、参加者が独自で入手すること。
- (7) 企画に際して、委託先として選定されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (8) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。
- (9) 無投票選挙の場合は、県と受託者が協議の上、それまでに要した経費（取消等により要した経費を含む）を支払うものとする。
- (10) その他、本業務を実施する上で新たに発生した事項等については、県と受託者が十分協議した上で対応するものとする。
- (11) 本業務の成果品で使用されるキャッチフレーズ等は、今回の選挙に関し県及び市町の選挙管理委員会が実施する他の啓発業務において使用することができるものとする。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 評価基準
- (3) 説明書
- (4) 業務委託仕様書
- (5) 業務委託仕様書 別紙
- (6) 【様式第 1 号】オリエンテーション参加申込書
- (7) 【様式第 2 号】参加資格確認申請書
- (8) 【様式第 3 号】誓約書
- (9) 【様式第 4 号】仕様書等に対する質問書
- (10) 【様式第 5 号】提案書（表紙）
- (11) 【様式第 6 号】実績書
- (12) 契約書(案)

10 問合せ先

担当課 佐賀県 総務部 市町支援課 財政担当

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話番号 0952-25-7024

ファックス番号 0952-25-7261

電子メールアドレス shimachi-zaisei@pref.saga.lg.jp